

日本ホームヘルパー協会 横浜支部会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本ホームヘルパー協会横浜支部（以下「横浜支部」という。）という。

(事務所)

第2条 横浜支部は、事務所を横浜市神奈川区西神奈川 3-9-1 末広園ビル 401 内に置く

(目的)

第3条 横浜支部は、ホームヘルパーの資質の向上を図るとともに、相互の親睦を深め、もって高齢者、障がい者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 横浜支部は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① ホームヘルパーに対する研修会の開催
- ② ホームヘルプサービス事業に関するアンケート調査
- ③ ホームヘルプサービス事業の情報交換
- ④ 行政、関係団体との連絡
- ⑤ その他目的達成に必要な事業

第2章 組織

(組織)

第5条 横浜支部は、第3条に定める目的に賛同するホームヘルパー等で組織する。なお、支部会委員は日本ホームヘルパー協会の会員となる。

(会員)

第6条 第3条に定める目的に賛同して入会した者を横浜支部の会員とする

- 2 第3条に定める目的に賛同して入会した法人を横浜支部の賛助会員とする

(会費)

第7条 会員は、別に定める会費の金額を納入しなければならない。

(役員等)

第8条 横浜支部に、次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 2名以内
- ③ 理事 10名以内
- ④ 会計 2名以内
- ⑤ 事務局 1名

⑥ 会計監査 1名

2 横浜支部に、顧問若干名を置くことができる。

(役員を選出)

第9条 役員は、総会において横浜支部会員のうちから選出する

2 理事は、総会において選出する

3 会長及び副会長は、横浜支部の会員のうちから選出し、役員会で決定する。

4 顧問は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(任期及び補充)

第10条 役員は任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 増員又は辞任により選任された役員は、前任者又は現認者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

4 役員又は監事である横浜支部の役員が、任期満了前に改選された場合には、後任者が前任者の残任期間を引き継ぐものとする。

(職務)

第11条 会長は、横浜支部を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代行する。

3 副会長が職務代行困難な場合、日本ホームヘルパー協会正副会長が次期副会長就任までその職務を代行する。

4 役員は、理事会を構成し、会務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

① 本会の会計を監査すること。

② 役員会の業務執行状況を調査すること。

③ 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときには、これを総会に報告すること。

④ 前号の報告をするため必要のあるときは、総会の招集を請求すること。

6 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応じ、意見を申し述べるができる。

第3章 会議

(会議)

第12条 横浜支部に、次の会議を置く

① 総会

② 役員会

(総会)

第13条 総会は、横浜支部会員をもって組織する。

2 総会は、会長が必要と認めたとき、又は横浜支部会員の3分の1以上の要求があったときに、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長が行う。

- 4 総会の審議事項は、次のとおりとする。
 - ① 事業計画に関する事項
 - ② 予算及び決算に関する事項
 - ③ 会則の改正に関する事項
 - ④ その他、会長が必要と認めた事項
- 5 総会は、横浜支部会員の3分の1以上の出席を得て議事を開き、決議及び承認は出席者の過半数の挙手で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
尚、設立が10月となり1年に満たないことから次期総会は令和7年5月とする。
- 6 やむを得ない理由のため総会に出席できない横浜支部会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、委任状を提出することにより、総会の出席者と認め、決議に加わることができる。

(役員会)

第14条 役員会は、横浜支部役員をもって組織する

- 2 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員3分の1以上の要求があったとき、会長が招集する。
- 3 役員会の議長は、会長が行う。
- 4 役員会は、この会則の別に定めるもののほか、次の事項を決定する。
 - ① 総会に議決した事項の執行
 - ② 総会に付議すべき事項
 - ③ その他総会の議決を要しない会務の執行
- 5 前条第5項及び第6項の規定は、役員会において準用する

第4章 経費

(経費)

第15条 横浜支部の経費は、第7条に定める会費及びその他の収入を持ってこれに充てる。

- 2 横浜支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わることとする

第5章 事務局等

(事務局)

第16条 横浜支部に、横浜支部の事務を処理するための事務局を置く

- 2 事務局に、職員若干名を置くことができる。
- 3 職員の任免は、役員会の同意を得て会長が行う。

日本ホームヘルパー協会横浜支部会費規定

会則第7条に基づく会費を以下のように定める。

会員の会費は、年額5,000円とする。賛助会員は年額1口10,000円とする。

今後支部活動の状況に応じて必要な会費額に改定するものとする。

但し、設立年度は1年に満たないことから10月総会月に個人会員2,500円 賛助会員10,000円を徴収し、以降は、翌年4月に個人会員5,000円 賛助会員10,000円を徴収する。

附則

この会則は、令和5年10月4日から施行する。